

### 1 大規模災害への備え

警察では、気候変動により激甚化・頻発化する気象災害、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震、火山災害等に的確に対処できるよう、これまでの大規模災害の経験を踏まえ、大規模災害における警察活動の高度化に向けた取組を部門横断的に推進し、災害対処能力の一層の向上を図り、国民の安全・安心の確保に万全を期すこととしている。

#### (1) 即応能力の強化

平成23年(2011年)3月の東日本大震災<sup>注</sup>では、津波や原子力災害等に対応するため、全国警察から長期間にわたり大規模な部隊派遣を行った。この経験を踏まえ、平成24年5月、大規模災害発生時に全国から直ちに被災地へ派遣する即応部隊の体制を最大1万人体制まで拡充するとともに、災害の種類や規模を問わず、幅広く対応できる体制を構築するため、災害対応が長期化する場合に派遣される一般部隊を新たに設置し、両部隊からなる警察災害派遣隊を新設した。



▲警察災害派遣隊の構成

注…平成23年3月11日午後2時46分に発生した、三陸沖を震源とするモーメントマグニチュード9.0の「平成23年東北地方太平洋沖地震」

また、極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において、より迅速かつ的確に被災者の救出救助を行う部隊である特別救助班(P-R-E-X)を、平成29年3月に4府県警察の広域緊急援助隊に新たに設置し、現在は16都道府県警察約240人体制で運用している。



▲広域緊急援助隊の訓練



▲特別救助班の訓練

加えて、警察庁では、令和3年4月、大規模災害対応に関する専門的な知識を有する職員で構成される、警察庁災害対応指揮支援チーム(D-SUT)を発足させた。D-SUTは、大規模災害発生時に被災地を管轄する都道府県警察に派遣され、都道府県警察本部長等が行う災害警備活動の指揮等に関する助言を行うほか、これらの都道府県警察と警察庁災害警備本部等との連携や広域緊急援助隊及び広域警察航空隊の活動を強化することを任務としている。

D-SUTは、令和3年7月1日からの大雨に際し、静岡県警察本部等へ派遣されたほか、令和6年能登半島地震<sup>注</sup>に際し、石川県警察本部等へ派遣され、関係機関との連絡調整等の支援を実施した。

①被災地警察災害警備本部支援ユニット	②合同調整所支援ユニット	③航空機運用支援ユニット
<p>被災地警察災害警備本部において、都道府県警察本部長が行う災害警備活動の指揮に関する助言を行うほか、警察庁災害警備本部等関係機関との連携を支援</p> 	<p>合同調整所及び現地指揮所において、現地指揮官が行う救出救助活動等部隊運用に関する助言を行うほか、警察庁災害警備本部等関係機関との連携を支援</p> 	<p>被災地警察災害警備本部、被災地警察航空隊及び都道府県航空運用調整班において、都道府県警察本部長等が行う航空機運用に関する助言を行うほか、警察庁災害警備本部等関係機関との連携を支援</p> 
<p>警備局警備運用部職員等、警察庁災害対策室OBから編成</p>	<p>警察庁指定広域技能指導官、各管区局災害担当補佐等から編成</p>	<p>航空隊員から編成</p>

▲警察庁災害対応指揮支援チーム

さらに、令和6年4月には、「大規模災害における警察活動の高度化推進ワーキンググループ」を設置し、令和6年能登半島地震における災害警備活動の教訓事項を取りまとめた。

警察では、迅速・的確な警察活動を展開することができるよう、悪路でも資機材を積載して走行可能な四輪駆動車等の整備、被災地における犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置等を任務とする特別犯罪抑止部隊の新設等の各種取組を推進し、今後とも引き続き災害対処能力の向上を図ることとしている。

注…令和6年1月1日午後4時10分に発生した、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の「令和6年能登半島地震」

## (2) 災害対処能力の向上

警察では、災害対処能力の向上を図るため、初動対処や救出救助訓練、都道府県警察間での合同訓練、広域緊急援助隊と消防、自衛隊、DMAT<sup>注1</sup>等の関係機関・団体との合同訓練等を実施しているほか、様々な装備資機材の整備を進めている。

また、警察庁では、大規模な地震や大雨等による土砂災害等、我が国における災害の特性を踏まえ、災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設を整備しており、平成28年には近畿管区警察局災害警備訓練施設の運用が、平成30年には警視庁・東日本災害警備訓練施設の運用が、それぞれ開始された。これらの施設においては、形を組み替えて建物の様々な倒壊状況を安全かつ効率的に再現できる可変式訓練ユニットや津波、豪雨等による実際の災害現場に近い環境を再現した浸水域対応訓練ゾーン等を活用した救出救助訓練を実施している。



▲警視庁・東日本災害警備訓練施設における救出救助訓練



▲近畿管区警察局災害警備訓練施設における救出救助訓練

## (3) 警察用航空機（ヘリコプター）の活用

警察では、ヘリコプターテレビシステム<sup>注2</sup>やホイスト救助装置<sup>注3</sup>等の様々な資機材が装備された警察用航空機（ヘリコプター）を全国に配備しており、大規模災害発生時には、警察用航空機を被災地に派遣し、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の搜索等の災害警備活動を実施している。

また、大規模災害発生時に警察用航空機を最大限活用するためには、夜間や悪天候といった悪条件下であっても被災地に展開できる操縦技術等が不可欠であることから、夜間飛行訓練、計器飛行訓練、緊急操作訓練等を実施し、操縦技術等の維持・向上を図っている。



▲警察用航空機による救出救助

注1…Disaster Medical Assistance Teamの略称。医師、看護師等で構築され、大規模災害時の現場において活動するための専門的な訓練を受けた医療チーム

注2…警察用航空機から撮影された上空からの現場映像を地上の受信設備に伝送するシステム

注3…航空機の機外に装着した電動装置を用いて、ワイヤーで人や物を昇降させるための装備

## (4) 小型無人機の活用

警察では、小型無人機によって撮影した映像をリアルタイムで警察本部、警察庁及び首相官邸に伝送するなど、迅速な被災状況の把握や被災者の救出救助活動に小型無人機を活用している。

また、有線・無線切替型小型無人機<sup>注</sup>の整備を進めており、例えば、発災直後は、無線での運用により、被災状況についての情報収集を実施することとし、発災から一定期間経過した後は、給電しながら長時間飛行することができる有線での運用に切り替え、被災地の安全・安心を確保するための警戒活動において、小型無人機を活用することとしている。

さらに、警察用航空機と小型無人機の連携運用のための技術について研究機関等と協力して研究開発を行うなど、的確な災害対処等に資する小型無人機の運用能力の更なる向上に向けた取組を推進している。



▲小型無人機による被災状況の撮影

## 2 自然災害の発生状況と警察活動

### (1) 地震による被害

#### ① トカラ列島近海を震源とする地震の概要と警察活動

##### ア トカラ列島近海を震源とする地震の概要

令和7年6月21日午前5時頃からトカラ列島近海で地震活動が活発となり、同年7月3日午後4時13分、トカラ列島近海を震源とするマグニチュード5.5の地震が発生し、鹿児島県十島村で震度6弱を観測した。

##### イ 警察活動

鹿児島県警察では、大きな地震が連続して発生していた悪石島に警察職員を派遣し、被災状況についての情報収集、被災地の安全・安心を確保するための避難所周辺における警戒・警ら等の災害警備活動を実施した。



▲島外避難支援・警戒活動（鹿児島）

#### ② 青森県東方沖を震源とする地震の概要と警察活動

##### ア 青森県東方沖を震源とする地震の概要

令和7年12月8日午後11時15分、青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生し、青森県八戸市で震度6強を観測した。

また、同月9日午前2時00分、気象庁は北海道・三陸沖後発地震注意情報を発表し、日本海溝・千島海溝沿いの想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べ相対的に高まっているとした。

注…有線での運用と無線での運用の切替えが可能な小型無人機

## イ 警察活動

青森県東方沖を震源とする地震の発生に伴い、青森県警察をはじめとする関係道県警察では、被災状況についての情報収集等の活動を実施した。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表を踏まえ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域<sup>注</sup>を管轄する道県警察に加え、発災時には警察官等を被災地に派遣することとなる他の都府県警察において、所要の警備体制を確保した。

### (2) 大雨による被害

#### ① 令和7年8月6日からの大雨の概要

令和7年8月6日から同月12日にかけて、前線及び低気圧の影響により、北陸地方や九州地方を中心に大雨となった。特に、石川県、山口県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県で、線状降水帯が発生し、死者8人等の被害が発生した。

#### ② 警察活動

管轄区域内で被害が発生した関係県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、被災地の安全・安心を確保するための警戒・警ら等の災害警備活動を実施した。



▲警察犬による捜索活動（鹿児島）

### (3) 津波による被害

#### ① カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震による津波の概要

令和7年7月30日午前8時24分（日本時間）、ロシア・カムチャツカ半島東方沖を震源とするモーメントマグニチュード8.8の地震が発生した。この地震により太平洋沿岸を中心に北海道から沖縄県までの広い範囲で津波を観測し、死者1人等の被害が発生した。

#### ② 警察活動

気象庁が津波警報等を発表したことを踏まえ、沿岸部を管轄する関係都道府県警察では、被災状況についての情報収集等の活動を実施した。



▲ボートによる救助活動（熊本）



▲避難誘導（宮城）

注…日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項が規定する地域